

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	39	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ 特別とん譲与税 ）		
要望 項目名	経済安全保障の確立等のための外航海運税制の見直し		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） （法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）） 「日本船舶・日本人船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた対外船舶運航事業者が、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の適用を受けることができる。 ① 日本船舶 ② 準日本船舶（対外船舶運航事業者または本邦船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶） （固定資産税） 国際船舶の課税標準について、外航船舶の課税標準の特例（船舶価格の 1/6）に 1/3 を乗じて得た額とし、国際船舶のうち特定船舶の課税標準について、外航船舶の課税標準の特例（船舶価格の 1/6）に 1/6 を乗じて得た額とする。 （特別とん譲与税） 特別とん税法に基づき、外国貿易船の開港への入港に対し船舶の純トン数（NT）に応じて特別とん税を課している。税率には入港毎に納付する都度納付（特別とん税 20 円/NT）と開港ごとに 1 年分を納付する一時納付（特別とん税 60 円/NT）があり、一時納付は都度納付の 3 倍の税率となっている。 また、欧州・北米航路に就航する外資コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際の特別とん税について、一時納付の税率を半分（特別とん税 30 円/NT）とする特例措置が設けられている ・ 特例措置の内容 外航海運税制について、経済安全保障の確立等のため必要な見直しを行い、所要の措置を講じる。		
関係条文	（法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）） 法人税 租税特別措置法第 59 条の 2 租税特別措置法施行令第 35 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17 法人住民税（道府県） 地方税法第 51 条、第 53 条 （市町村） 地方税法第 314 条の 4、第 321 条の 8 法人事業税 地方税法第 72 条の 2、12、23、24 の 7 （固定資産税） 地方税法第 349 条の 3 第 4 項、附則第 15 条第 7 項 地方税法施行規則第 11 条の 2、附則第 6 条第 27 項、同条第 28 項 （特別とん譲与税） 特別とん税法第 3 条、特別とん譲与税法第 2 条		

減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 中東情勢の緊迫化等を踏まえ、日本船舶の確保による安定的な国際海上輸送を通じた経済安全保障の確立と日本商船隊の国際競争力強化等を目指す。 (2) 施策の必要性 四面を海に囲まれ、エネルギーや食料等の自給率が低い我が国にとって、貿易量の99.5%を担う国際海上輸送は国民生活・経済活動に不可欠なインフラであり、今般のホルムズ海峡を巡る事案を受けて、経済安全保障の観点からその重要性が改めて認識された。 日本船舶は、我が国の管轄権の対象であり、経済安全保養の観点から確保を進めることが必要であるが、日本商船隊が世界単一の海運市場を勝ち抜くためには、こうした経済安全保障上の要請と企業活動における国際競争力の強化を両立させることが重要である。 これらの課題に対応するため、外航海運税制について必要な検討を行い、海事産業群や港湾ロジスティクスの基盤強化とともに、所要の措置を講じる必要がある。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）) (固定資産税) 【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間経済等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する (法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）) 業績指標：68 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数 (固定資産税) 業績指標：66 国際船舶の隻数 (特別とん譲与税) —
		政策の達成目標	(法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）) 日本の管轄権の行使が可能な外航船舶を増加させ、安定的な国際海上輸送を実現し、経済安全保障の確立を図る。 (固定資産税) ・国際船舶の隻数を、令和9年央までに366隻に増加させる。 ※令和10年央以降は検討中。 ・日本籍外航フェリーについて、2030年に454千人の乗客数を目指す。 ・2030年に日本人のクルーズ人口100万人を目指す。 (特別とん譲与税) —
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	(法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）) 5年間（令和9年4月1日～令和14年3月31日） (固定資産税) 3年間（令和9年4月1日～令和12年3月31日） (特別とん譲与税) —

		同上の期間中の達成目標	(法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）) 安定的な国際海上輸送を計画的に確保するために必要な日本の管轄権が及ぶ外航船舶の隻数 (固定資産税) ・国際船舶の隻数を、令和9年央までに366隻に増加させる。 ※令和10年央以降は検討中。 ・日本籍外航フェリーについて、2030年に454千人の乗客数を目指す。 ・2030年に日本人のクルーズ人口100万人を目指す。 (特別とん譲与税) —
		政策目標の達成状況	(法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）) 日本船舶は令和4年度の285隻から令和7年度までに341隻まで増加しており、令和8年度末には349隻まで増加する見込みである。 なお、令和8年度末には日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は377隻になる見込みである。 (固定資産税) ・令和8年央の国際船舶は351隻であり、前年（令和7年央）と比べて11隻増加しており、全体として増加傾向にあるが、さらなる増加に向け、引き続き取り組む必要がある。 ・日本籍外航フェリーについては、2025年の乗客数が355千人であるところ、LCCとの競合激化等の構造的要因を踏まえつつ、引き続き取り組む必要がある。 ・2025年の日本人のクルーズ人口は24.3万人であるところ、引き続き取り組む必要がある。 (特別とん譲与税) —
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	(法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）) — (固定資産税) ・国際船舶の保有に係るコストの軽減を通じて、国際船舶が増加していることから、本特例措置の有効性が認められる。 ・外航日本籍フェリー・クルーズ船の保有に係るコストの軽減を通じて、乗客数の増加が見込まれることから、本特例措置の有効性が認められる。 (特別とん譲与税) —

	相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国際船舶の所有権保存登記等に係る特例措置（登録免許税）
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
		要望の措置の 妥当性	（法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）） 本特例措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。 （固定資産税） 本措置を講じることは、国際船舶の保有に係るコスト軽減により、その増加を促進し、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立に資するものであり、本要望の措置は妥当である。 また、本措置を講じることは、外航日本籍フェリー・クルーズ船の保有に係るコスト軽減により、その旅客の安定輸送や災害時の支援拠点機能、緊急時における邦人退避輸送機能の確保、多様なクルーズ商品の提供等を通じた地域活性化を図られることから、本要望の措置は妥当である。 （特別とん譲与税） —

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

(法人住民税・法人事業税（トン数標準税制））

	適用事業者数	減収額
令和3年度	7者	3,367百万円
令和4年度	7者	4,264百万円
令和5年度	6者	3,395百万円
令和6年度	6者	4,528百万円
令和7年度	5者	4,859百万円

※認定事業者4社1グループへのアンケート調査に基づき算出

(固定資産税)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
適用隻数（隻）	191	189	193	203	225
減税額（百万円）	765	754	713	640	606

※国際船舶

※海事局調査及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき算出

(特別とん譲与税)

—

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

(法人住民税・法人事業税（トン数標準税制））

	法人住民税	事業税	合計
令和4年度	1,329百万円	2,660百万円	3,989百万円
令和5年度	1,124百万円	2,337百万円	3,461百万円
令和6年度	1,787百万円	3,678百万円	5,465百万円

(固定資産税)

①課税標準（固定資産の価格）

②適用実績

令和4年度 50,898,308千円

令和5年度 45,686,078千円

令和6年度 43,279,289千円

(特別とん譲与税)

—

	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	（法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）） 日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者による日本船舶確保隻数は、トン数標準税制導入時の 77 隻から令和 8 年度末には 349 隻を確保する見込みであり、現行制度が有効に活用されている。 （固定資産税） 本特例措置により、国際船舶の保有に係るコストが軽減され、外航船舶の保有に対して税負担の免除・軽減措置を講じている諸外国とのコスト差の縮小が図られる。 （特別とん譲与税） —
	前回要望時の達成目標	（法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）） 日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5 年間（令和 5 年度以降）で 370 隻程度とすることを目標とする。 （固定資産税） ・国際船舶の隻数を令和 8 年央までに 345 隻に増加させる。 ・新たに就航する新造の国際船舶のうち 20%を特定船舶にする。 （特別とん譲与税） —
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	（法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）） 令和 8 年度末時点で 383 隻（日本船舶 349 隻、準日本船舶 28 隻）の見込みであるところ、順調に推移している。 （固定資産税） 令和 8 年央の国際船舶は 351 隻であり、前回要望時の達成目標を達成した。また、前回要望年の令和 6 年度から令和 7 年度の 2 年間において、新たに就航した新造の国際船舶のうち特定船舶は年間約 94%であり、前回要望時の達成目標を達成した。 （特別とん譲与税） —
これまでの要望経緯	（法人住民税・法人事業税（トン数標準税制）） 平成 21 年度 日本船舶についてトン数標準税制（5 年間）を創設 平成 24 年度 準日本船舶（対外船舶運航事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶）まで課税の特例とする拡充要望 平成 25 年度 準日本船舶まで対象を拡充 平成 29 年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象とする拡充要望 平成 30 年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象を拡充 令和 5 年度 みなし利益水準の引き上げを要望 （固定資産税） 平成 8 年度 創設（国際船舶の課税標準を 1/15 とする特例措置を創設）	

	平成 9 年度 拡充（国際船舶の軽減措置の対象に海外から譲渡を受けた船舶を追加） 平成 11 年度 拡充（国際船舶の対象に、日本人船長及び機関長の 2 名配乗する船舶を追加） 平成 14 年度 延長 平成 19 年度 延長 平成 23 年度 拡充（非課税化を要望するも認められず平成 24 年度以降の検討課題とされた） 平成 24 年度 拡充（国際船舶の課税標準を 1/18 に拡充、外国貿易船の課税標準の特例廃止） 平成 27 年度 延長 平成 30 年度 延長（近代化船を対象から除外） 令和 3 年度 拡充（国際船舶のうち特定船舶の課税標準を 1/36 に拡充） 令和 6 年度 延長（国際船舶の定義を見直し） （特別とん譲与税） 国際基幹航路のうち欧州・北米航路に就航する外資コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際の特別とん税について、一時納付の税率を半分（特別とん税 30 円/NT）とする特例措置を令和 2 年度より措置
--	---